

## 井戸設置(変更)許可申請者の方へ(お願い)

- ・市では、井戸掘削の際、共有の資源である地下水を大切にご利用いただくため条例に基づいた申請をしていただいております。
- ・条例の設置目的は、公共用の水道資源及び湧水資源の保全、及び大量採取による地盤沈下を未然に防止し、住みよい生活環境を確保することを目的としています。
- ・井戸設置許可(変更)申請の際に、家庭用井戸とそれ以外の用途に分けて、以下のとおり近隣及び区域の方々への周知及び同意についてご協力を願っております。

### (一般家庭用井戸を掘削申請する方へ)

- 掘削申請する際は、予め近隣住民の方々事前に周知を行ってください。  
共有の資源を利用すること、掘削時の騒音の発生、重機等の通行が予測されること等について周知をおこなうためです。
- 井戸掘削及び使用に際してトラブルが発生した場合は、各使用者が責任を持って問題解決にあたってください。

### (企業及び家庭用以外の目的で掘削申請する方へ)

- ◎一般家庭用井戸と比べて周囲が受ける影響が大きいと予想されるため、設置場所の区長及び、周辺の既設井戸設置者(設置位置から半径 250 メートル)に対する同意書を申請書類に添付してください。
- ◎区域でトラブルが発生した場合は、設置者が責任を持って対応してください。  
※複数の家庭に供給する分譲地の井戸掘削の場合もこれにあたります。

皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

お問い合わせ先  
北杜市まちづくり推進課  
建築開発指導担当  
TEL0551-42-1361 FAX0551-42-1123